

## 学生のための納付猶予制度「学生納付特例」について

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時から国民年金保険料の納付が義務付けられていますが、学生の方は所得が少ないなどの理由で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の申請をせずに保険料を納めていない場合は、万が一病気やけがなどの不慮の事態が発生し、障がいが残ったとしても障害年金を受け取ることができなくなる可能性があります。

納付が困難な場合は忘れずに学生納付特例の申請をしてください。

※ 猶予を受けた期間は保険料を納めていないため、全額納付した場合と比べ、年金支給額が低くなります。将来受け取る年金額を減らさないためにも追納制度をご活用ください。

追納制度 <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150331.html>



### ■対象者

修業年限が1年以上である大学や専門学校など（※1）に在学する学生で、本人の前年所得が一定額以下の方が対象です。

※1 対象の学校は日本年金機構のホームページの学生納付特例対象校一覧から確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/gakutokutaisyouko.html>

【所得の目安】128万円（※2）＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※2 保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）についても、さかのぼって申請することができます（令和2年度以前は118万円）。



なお、次の年度も在学が見込まれる方には、4月初めに再申請の用紙（ハガキ様式）が届きます。引き続き学生納付特例制度の利用を希望の場合は、必要事項を記入のうえ、投函してください。

### ■申請手続き

住民登録をしている役場、年金事務所または在学中の学校（※3）に学生納付特例申請書、学生証を提出してください。

※3 学生納付特例制度の代行事務許認可を受けている場合に限りです。

申請の際は、年金手帳など年金番号のわかるものも必要です。

申請様式は日本年金機構のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kokunen/kokunen.files/23.pdf>

なお、申請書は郵送での提出も可能です。

（在学証明書または学生証の写し、年金番号のわかるものを添付してください。）



詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。お近くの年金事務所にお問い合わせください。



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812